

## 市長申立てに関する専門委員会の活用について

### 1 活用に至った経緯

複合的な課題を抱える対象者が増加する中、市長申立ての要件には該当するが、福祉的観点・権利擁護の視点に立ち、申立ての必要性について検討を行うことが難しい現状があった。

そこで、申立てを行うことが支援として適切であるのか、また、対象者にはどのような支援の見込みがあり、現時点で申立てが行われるべきなのか等、専門職に意見を諮った上で、真に必要な方の申立てを実施することを目的に専門委員会を活用するに至った。

### 2 市長申立てに係る専門委員会の開催状況

高齢介護課	令和4年度（7月以降）	令和5年度
虐待対応	1件	2件（うち1件申立準備中に死去）
身寄りのない人	2件	3件

障がい福祉課	令和4年度（7月以降）	令和5年度
虐待対応	0件	0件
身寄りのない人	0件	0件

### 3 専門委員会に諮ったことにより得られた助言

助言	対応（効果）
被後見人の背景にあった後見人を選任すること （被後見人が外国籍の方など）	
虐待対応における市長申立ての場合、申立てに至るまでの養護者への関わり方等について	養護者への説明や、同意書の送付
意思能力の判定にとどまらず、適切な医療受診による認知症の見立てを得ること	認知症疾患医療センター等の受診を行い、鑑別診断および適切な治療の検討を行った
親族との関係性による同意書の取得の必要性について	市長申立てについて悩んでいたことを解決することができた
被虐待者と虐待者の関係における親族申立てについて	

#### 4 専門委員会活用提案時のご意見への対応状況

<ご意見>専門委員会を活用することで、申立て時期が遅れることが懸念される。

<状況>現状、概ね戸籍が集まり、医師の見立てを確認できたタイミングを目途に専門委員会を開催している。また、全ての情報が揃っていないタイミングであっても、主要な情報が揃っている場合には、他の対象者とあわせて専門委員会を開催している。

申立てに要する時間は概ね3か月で専門委員会活用前と大きな差はない。

#### 5 今後の専門委員会の活用について

- ① 成年後見制度利用支援事業要綱第6条第1項第1号および第2号（身寄りのない人、もしくは、身寄りがいても申立て意思がない）を根拠とする申立ては、高齢介護課・障がい福祉課および権利擁護支援センターにて協議の上、対象者への支援状況等必要に応じて専門委員会にて意見を諮ることとする。
- ② 成年後見制度利用支援事業要綱第6条第1項第3号（親族からの虐待）を根拠とする申立ては、原則専門委員会にて意見を諮ることとする。

今後も、専門委員会を活用することを理由に、申立ての時期が遅れることはないよう留意する。